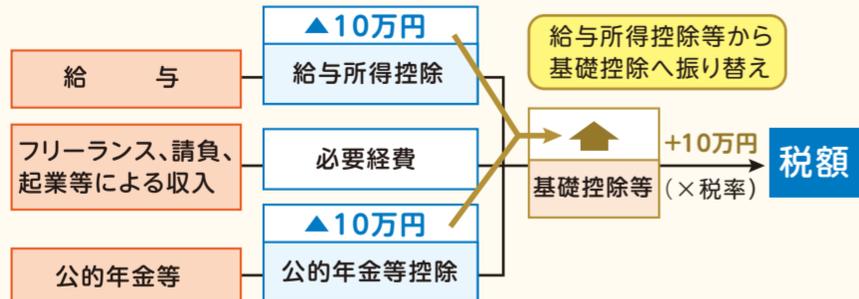


令和3年度から適用される税制改正について

令和3年度から適用される市県民税の主な改正点です。

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振り替え

働き方の多様化を踏まえ、特定の収入にのみ適用される給与所得控除や公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額が10万円引き上げられます。



1 給与所得控除の見直し

- 給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。
- 給与収入が850万円を超える場合は控除額が一律195万円となります。引き下げ分の10万円は基礎控除に振り替えられますので、給与収入850万円以下の人は、この改正による税額への影響はありません。
- また、給与収入が850万円を超える場合で、子育てや介護世帯の人には負担増が生じないように措置があります。

給与等の収入額	控除額(改正後)	控除額(改正前)
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千円超180万円以下	収入金額×40%-10万円	収入金額×40%
180万円超360万円以下	収入金額×30%+8万円	収入金額×30%+18万円
360万円超660万円以下	収入金額×20%+44万円	収入金額×20%+54万円
660万円超850万円以下	収入金額×10%+110万円	収入金額×10%+120万円
850万円超1,000万円以下	195万円	収入金額×10%+120万円
1,000万円超	195万円	220万円

2 公的年金等控除の見直し

- 公的年金等控除額が一律10万円引き下げられます。
- 公的年金等収入が1,000万円を超える場合は控除額が一律195万5千円となります。
- 公的年金等に係る雑所得以外の合計額が1,000万円を超える場合は、控除額が段階的に減額します。
- 引き下げ分の10万円は基礎控除に振り替えられますので、公的年金等に係る収入金額が1,000万円以下かつそれ以外の合計所得金額が1,000万円以下の人は、この改正による税額への影響はありません。

年齢	公的年金等の収入額(A)	改正後			改正前
		公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額			
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超	区分なし
65歳未満	130万円以下	(A)-60万円	(A)-50万円	(A)-40万円	(A)-70万円
	130万円超410万円以下	(A)×75%-27万5千円	(A)×75%-17万5千円	(A)×75%-7万5千円	(A)×75%-37万5千円
	410万円超770万円以下	(A)×85%-68万5千円	(A)×85%-58万5千円	(A)×85%-48万5千円	(A)×85%-78万5千円
	770万円超1,000万円以下	(A)×95%-145万5千円	(A)×95%-135万5千円	(A)×95%-125万5千円	(A)×95%-155万5千円
	1,000万円超	(A)-195万5千円	(A)-185万5千円	(A)-175万5千円	
65歳以上	330万円以下	(A)-110万円	(A)-100万円	(A)-90万円	(A)-120万円
	330万円超410万円以下	(A)×75%-27万5千円	(A)×75%-17万5千円	(A)×75%-7万5千円	(A)×75%-37万5千円
	410万円超770万円以下	(A)×85%-68万5千円	(A)×85%-58万5千円	(A)×85%-48万5千円	(A)×85%-78万5千円
	770万円超1,000万円以下	(A)×95%-145万5千円	(A)×95%-135万5千円	(A)×95%-125万5千円	(A)×95%-155万5千円
	1,000万円超	(A)-195万5千円	(A)-185万5千円	(A)-175万5千円	

3 基礎控除の見直し

- 基礎控除額が一律10万円引き上げられます。
- 合計所得金額が2,400万円を超える場合は、その金額に応じて控除額が段階的に減少します。
- 合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用できません。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	43万円	33万円 (所得制限なし)
2,400万円超2,450万円以下	29万円	
2,450万円超2,500万円以下	15万円	
2,500万円超	適用なし	

4 調整控除の見直し

- 合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除は適用されません。

5 所得金額調整控除の創設

給与所得控除について、上限となる給与収入が850万円に引き下げられたため、給与収入850万円超の納税義務者は増税となります。そのため給与収入850万円超の納税義務者のうち、子育てや介護を行っている人に負担増が生じないよう「所得金額調整控除」が創設されました。

また、給与所得と年金所得それぞれの控除額が10万円引き下げられたため、両方の所得を有する場合、基礎控除が10万円引き上げられても負担増が生じるケースがあります。このような場合にも、負担増が生じないよう所得金額調整控除が適用されます。

未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦(寡夫)控除の見直し

「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、以下のとおり見直すこととされました。

- (1) 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する単身の人で、前年の合計所得金額が500万円以下の場合、「ひとり親控除」(控除額30万円)が適用されます。(注)住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合には控除の対象外となります。
- (2) 現行の寡婦控除(控除額26万円)は廃止され、(1)のひとり親控除(控除額30万円)となります。
- (3) (1)のひとり親に該当しない寡婦の人で、前年の合計所得金額が500万円以下の場合、寡婦控除(控除額26万円)となります。

		改正前				改正後				
		寡婦(寡夫)控除		ひとり親控除		寡婦控除		ひとり親控除		
本人が女性	配偶関係	死別	離別	死別	離別	死別	離別	死別	離別	未婚のひとり親
	本人所得	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万
扶養親族	有子	30	26	30	26	30	—	30	—	30
	有子以外	26	26	26	26	26	—	26	—	—
	無	26	—	—	—	26	—	—	—	—
本人が男性	配偶関係	死別	離別	死別	離別	死別	離別	死別	離別	未婚のひとり親
	本人所得	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万
	有子	26	—	26	—	30	—	30	—	30
有子以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
無	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

扶養親族等の所得金額要件および非課税対象の見直し

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振り替えにより、扶養親族等の合計所得金額要件なども見直されました。各要件については下記の表のとおりです。

要件等	改正後	改正前	
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額要件	48万円以下	38万円以下	
配偶者特別控除の合計所得金額要件	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下	
勤労学生の合計所得金額要件	75万円以下	65万円以下	
雑損控除に係る親族の前年の総所得金額等要件	48万円以下	38万円以下	
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例(必要経費の最低保障額)	55万円	65万円	
障害者、未成年者、寡婦またはひとり親の非課税措置の合計所得金額要件	135万円以下	125万円以下	
均等割非課税の合計所得金額要件	同一生計配偶者および扶養親族なし	45万円	35万円
	同一生計配偶者および扶養親族あり	35万円×(同一生計配偶者および扶養親族の合計数+1)+10万円+21万円	35万円×(同一生計配偶者および扶養親族の合計数+1)+21万円
所得割非課税の総所得金額等の合計額要件	同一生計配偶者および扶養親族なし	45万円	35万円
	同一生計配偶者および扶養親族あり	35万円×(同一生計配偶者および扶養親族の合計数+1)+10万円+32万円	35万円×(同一生計配偶者および扶養親族の合計数+1)+32万円

令和3年度適用の税制改正内容はコチラ! 詳細は、各区役所内の市税事務所市民税課か税務課へ(☎は2ページを参照)。